

# 令和3年度「かりゆし芸能公演」における動画配信等のガイドライン

令和2年12月4日  
(公財)沖縄県文化振興会

## 1. 動画配信を実施する場合

(1)申請書に、配信計画の提示(有料・または無料、配信期間・配信対象や配信、PR方法)、視聴数の計測方法、アンケートの実施方法等を記載してください。

(2)配信期間について

公演実施(収録、映像作成が終了後)から原則令和4年2月末まで

(3)有料配信にする場合

収入と支出の流れ等を詳しくお書きください。(決済方法はどうか、視聴者限定かどうか、など)

(4)配信対象及び配信方法

詳細をお書きください。(リアルタイム配信、期間限定配信など)

※法令に基づき、適切な方法で実施してください。問題が発生した場合には、公演団体の責任で対応することとし、当会は関与いたしませんのでご注意ください。

(5)実績報告書について

・提出は、活動(支出・収入含む)終了後から起算して30日以内または4月10日のいずれか早い日までに行ってください。

## 2. DVD販売を実施する場合

(1)申請書には販売計画(販売期間・収入見込・販売対象や販売・PR方法)、販売数の確認方法、アンケートの実施方法等を記載してください。

(2)販売期間について

公演実施(収録、映像作成が終了後)から原則令和4年2月末まで

(3)収入の積算根拠について

1枚あたりの価格と販売枚数を設定してください。(販売期間内で確実に販売を見込める枚数を設定してください)

例:1枚1,000円で販売し、200枚を確実に販売する、と設定した場合

- ・1,000円×200枚=200,000円を収入として予算計上してください。
- ・DVD200枚を制作する費用が200,000円とした場合、この額を委託費として支出に予算計上してください(補助対象経費として計上します)。

※両者のバランスをとってそれぞれ数値を設定してください。

#### (4)販売対象、及び宣伝方法

出演者のご家族等関係者のみの限定販売か、EC サイト等を活用しオンラインで一般販売、また宣伝方法(団体既存のホームページや SNS を活用、市町村等の WEB サイトや広報物への掲載など)を記入してください。

※EC サイト・・・イーコマース(電子商取引)を行うサイトのこと。インターネット上で販売可能なネットショップのことを指します。

※法令に基づき、適切な方法で実施してください。問題が発生した場合には、公演団体の責任で対応することとし、当会は関与いたしませんのでご留意ください。

#### (5)実績報告書について

・DVD 販売についても記載してください。

・提出は、活動(支出・収入含む)終了後から起算して 30 日以内または 4 月 10 日のいずれか早い日までに  
行うこと。

#### 例:販売期間までに 150 枚売り、50 枚が残った場合

DVD 制作費を按分し、150 枚分の売り上げ額 150,000 円を収入として収支決算書に記入してください。

①承認を得た販売期間の終了後は販売を行うことはできません。ただし、無料配布は可能です。

②残った 50 枚分の DVD 制作費(50,000 円)を収支決算書で補助対象外経費(自己負担)とすれば、販売期間を過ぎても販売を継続し、団体の収入として構いません。

以上から収入、支出、自己負担金額のバランス等をよく考えて数値を設定してください。

※動画配信・DVD 販売などにより収入を得る場合には、複写式の領収書を発行するなどして、収入が証明できるようにしてください。証明できなかった販売に関しては、DVD 制作・動画配信に要した経費が補助対象外経費となる場合があります。

### 3. 入場者数(購入者又は閲覧者数)の確認とアンケートの実施について

動画配信または DVD した場合の入場者数の確認とアンケートについては、以下の方法で計測した数値を報告してください。

#### ○動画配信した場合

・視聴回数を記載します。

・アンケートフォームのリンクを掲載(映像の中に QR コードを掲載、動画説明欄に URL を記載するなど)し、オンラインでのアンケートへの回答などを促すようにします。

#### ○DVD 販売の場合

・販売枚数を記載し、一人が複数枚購入する場合もその数をカウントします。

・購入された方へアンケート用紙を同封し、回答及び返送を依頼する、または QR コード等を掲載し、アンケートフォームからオンラインでの回答を促すようにして下さい。

※当会で用意したアンケートフォームをご活用ください。公演前に URL をお送りし、集計は当会でを行います。

#### 4. 著作権について


公演を映像化する際に発生する著作権の管理は、公演団体で行ってください。映像内に写っているものや聞こえているものについては著作権(肖像権など)が生じていますので、あとでトラブルが起こらないよう、必ず事前に必要な権利関係の処理をお願いします。(例：出演者への許諾、使用している音楽の一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)への申請、オリジナル曲や振付などの創作者への許諾など) 問題が発生した場合には、公演団体の責任で対応することとし、当会は関与いたしませんのでご注意ください。


#### 5. 配信・DVD のクレジット表記等について

・組踊・沖縄芝居については、映像に原則字幕を入れてしてください。ただし、撮影時に舞台袖で投影している字幕が映像に写っている場合は、その限りではありません。

・パッケージ及び映像内に、**事業名**「令和3年度沖縄県伝統芸能公演かりゆし芸能公演(国立劇場おきなわ/移動かりゆし/子ども×伝統芸能公演)の記載と**花笠のロゴマーク**を入れてください。編集で入れることが難しい場合は、舞台上に表示しておくなど映像内に写るようにしてください。

##### < パッケージや映像への記載例 >

	令和3年度沖縄県伝統芸能公演 国立劇場おきなわ芸能公演  公演団体名 公演名「                   」  主催：(公財)沖縄県文化振興会 共催：(公財)国立劇場おきなわ運営財団 後援：沖縄県 発行：公演団体名
---	---

	令和3年度沖縄県伝統芸能公演 移動かりゆし芸能公演 または 子ども×伝統芸能公演 公演団体名 公演名「                   」  主催：(公演団体名) 共催：(公財)沖縄県文化振興会 後援：沖縄県 発行：公演団体名
---	--

・配信及び DVD 化する前に、映像及びパッケージでのクレジット表記について当会の確認を経てください。

・必要に応じて、注意書きを表示してください。

＜注意書きの例＞

■このDVDを、著作権法で認められている権利者の許諾を得ずに、(1)賃貸業に使用すること、(2)個人的な範囲を超える使用目的で複製すること、(3)ネットワーク等を通じてこのDVDに収録された内容を送信できる状態にすることを禁じます。

■このDVDを権利者の許諾なく賃貸業に使用することを固く禁止します。

■このDVDを権利者の許諾なく賃貸業に使用することや、ネットワーク等を通じて放送できる状態にすることは法律により禁じられています。

■個人的に使用する場合を除き著作権法上著作者の許諾なく、DVDや、その他記録メディアにコピーすることを禁止します。

■このDVDを権利者の許諾なくインターネット上のネットワーク配信サイト等へ配布することを禁止します。

■この映像を著作者の許諾なく、インターネット上のネットワーク配信サイト等へ配布することを禁止します。

※申請書については、補助金交付申請書別紙の記入例を参考にご記入ください。

※ **令和3年2月に予定しているセミナー開催で知り得た情報をもとに本ガイドラインを改訂する場合があります。改訂内容に沿って、各団体は申請書の変更や調整をすることができる事とします。**

本ガイドラインは令和2年12月4日に制定。